慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	健康保険運動の基調（三）
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.5 (1922. 5) ,p.689(109)- 710(130)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220501-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の勝利はかくて確保され來つたのである。

諸種の社會的變化は藝術における變化を生んだ。希臘諸民族の古代藝術は表現的、自然的、裝飾的であつた。希臘民族の如き多能多藝の民族の間にあつては、藝術は行き得る程度迄完全に達した　彼等の强烈な論理的の感覺は必然的に完全性における一定の限界を發見し、この限界以上に進むことを敢えてしなかつた。けれども民族の廢頽と共に、强烈な精神的勢力は消磨し、藝術は形式に捕はれて、その精神を沒却し、かくて基督敎興隆以前において滅亡するに至つた。この廢虛の上に新藝術は興された。それは疑ひもなく東方との交通の影響を受けてゐる。それはユスチニヤン皇帝によつてコンスタンチノプルに建立された聖ソヒィヤの寺院にその代表的のものを見出すことが出來る。さうしてこの種の藝術は新社會の必要と理想と共に發達したのであつた。

この重要な新時代の生活に對する要素即ちローマ文明の崩壞と進步的野蠻主義の透徹は四百六年におけるゴート民族の伊太利侵入に始まり、數世紀の戰亂を經て、諸異要素の融合し、渾然たる新社會の漸く形式さるるに至つたのは紀元八百年ローマにおいて戴冠式を行つたシャール大王の時代であつた。かくて古代社會は中世社會へ進展して行つたのである。（本項は、前掲 Socialism, Chap. III. The Transition from the Classical to the Medieaval Period. pp. 43-51. の大要）

（次號完結）

健康保險運動の基調（三）

園　乾治

五

現在行はれてゐる健康保險のための諸制度は、啻に醫療上幷びに財政上の救濟の要求に適應しないものであるのみならず、これ等の諸制度には元來固有の短所がある。そのために到底上述の要求に適應するやうに發達することも不可能であることは、從來の經驗の示すところである。以下少しく立入つて「現在行はれてゐる諸制度は要求に適應することが出來ないものである。」といふ保險運動の第五の根本思想に就いて述べやう。

一、慈善的施設及び團體が適當なる解決策を講じ得る確證がない

慈善的醫療幷びに救濟の施設または組織は、假令その擴張は大ひに希望すべきであるとしても、勞働者の疾病より生ずる各種の問題に對して、適當なる解決策を講ずるものであることを期待することは出來ない。そうしてその障碍の重要なるものゝ一つには、彼等が斷えず鬪はなくてはならぬ財政上の困難といふことがある。一九〇二年に於いて二十個の New York 市の大病院は、年々四十三萬二千弗の缺損を生ずることが指摘せられた。市の支給額はこれ等の施設によつてなされた費用の半額にも達しない。さうして市の財政狀態は、それ以上の增額を希望することが出來ない程、貧弱なものであつた。(Frank Tucker, "The Finantial Burden of New York's Hospitals,") 一九一五年には財政狀態は、一層不滿足なものであつた　五つの最大の病院中の四つまでが、一九一五年九月三十日に終る

年に於いて、總額十一萬九千弗の缺損を示した。市の支給額は支出した費用に比して、決して增加しては居なかつた。さうして市の財政狀態は不幸にして、斷えず支給額を增加するの已むを得ざる事情にあつた。United Hospital Fund によつて病院に交付せられた金額は、僅かに一九〇二年に八萬三千弗から一九一五年に十一萬三千弗に增加し、一方これが分配に與かる病院の數は、新に九つ加へられた。Instructive District Nursing Association of Boston の如きは「疾病の期間、療養に要する金錢を產むやうな、或る社會改良の援助を藉りないでは、保健機關はこれ以上のことは出來ない」(Thirtieth Annual Report, 1916) ことを見出した。これと全く同樣の事情に遭遇してゐたのである。

勞働者が疾病によつて財政上の窮乏を訴へる時に、屢々赴かねばならぬ救濟協會(Relief Society) も十分なる豫算を得るためには、醫療機關よりも、決して容易でないことを見出した。設立以來永い歷史を有する Brooklyn Bureau of Charities は一九一三年四月三十日に終る繁榮せる年に於いて「この區に於いて、擴大しつゝある要求を充すためには、もつと多額の資金が必要である」(Thirty-fourth Annual Report.) と報告してゐる。The Philadelphia Federation of Jewish Charities は一九一一年四月三十日に終る年の報告に於いて、その組合員は「資金のために妨げられ、……事情はより大なる寬宏を求めてゐる」(Eleventh Annual Report. 1911-1912) と述べてゐる。總ての社會事業は財政問題が、慈善事業の最も偉大なる難問題であることを知つてゐる。

慈善事業に對する第二の制限は、慈善をなす者の出來心に儘せて各所に施設しないで、これを要求する方面に施設することが困難なことである。一九一〇年、New York City の低東部幷びに中西部の特定地域に於ける疾病調査の結果、結核が後者に於いては前者に比して、少くとも三倍猖獗してゐることが解つた。然かも東部はこれに對して三個所の結核診斷所を有するに拘らず、西部に於いては僅かに一個所を有するに過ぎない。報告に云ふところによれば、他の疾病についてもこれと同樣の不均衡があるといふことである。(Report of the Committee of Inquiry into the Departments of Health, 1913) 州內の一小市に於ける病院の事情を調査したる後、New York Charities Aid Association は特定の困難なる疾病、例へば傳染病、亞爾箇保兒性疾病、精神病の患者に對して、何の施設も講じられてゐないことを特記した。(Hospital Needs in Poughkeepsie, 1913)

然しながら假令、勞働者が疾病に罹つた場合の必要に應ずるために、慈善的施設の要する資金幷びに智的組織を求めることが出來たとしても、如何なる方法によりて實行すべきかは、未だ全く解決せられてゐないのである。我等は何時までも、患者の數を減少せしめる豫防方法を講ずることをしないで、慈善的救濟の方法によつて患者を援助するであらう。然かるに賃銀勞働者の多數のものは慈善を一樣に排斥する。さうして萬已むを得ぬ場合の外はこれに依賴することをしない。United Hospital Fund of New York City の言ふところを以てすれば、「疑ひもなく、病院の手當を必要としながら、慈善の目的物となることを欲しないから、その手當を受けることが出來ない非常に多數のものがある」(本誌三月號、通冊三九八頁參照)。かくの如き嫌忌はこれを制するよりは、寧ろ獎勵に値する

ものである。と云ふのは社會の進化した意見「慈善をなすことと及び慈善を受くることは、墮落であり、敗徳である。さうして慈善をなすことは出來るだけ制限すべきである」といふのと一致するからである。この駁論に調和し、全部の費用は支拂ふことが出來ないが、幾分の支拂をなすことが出來る人々のために、小額の賦課を以てする半私費診療をしやうとする企圖は、醫學的職業の内の或部分から起つた反對に遭遇した。極貧者にあらざる、相當の生活資料を有する者のための背拂の診療は、Boston 及び New York に於いて、自宅診療に從事する醫者から患者を奪ふといふ理由で反對せられた。New York County Medical Society は一弗の謝禮を支拂ふ診療の開始に、それが個人の必然ならざる貧窮であり、醫業を害するものであるといふ理由から反對した。

二、工場基金はこれ等の要求を充すことが出來ない。

工場基金(establishment fund)はその及ぶ限りに於いては、頗る顯著なる成績を示してゐる。然しながら傭主の創業的、幷びに屢々財政的助力に依頼することは、必然的にこの基金を、勞働者に對する自己の責任を自覺する進歩的な傭主だけに制限することになる。さうして大多數の勞働者、特にかくの如き施設を必要とする者をして、何等これに與ることなからしめてゐる。これは多くの傭主自ら許容するところである。National Association of Manufacturers の産業改善委員會は報告して、

「貴委員會は産業に於ける疾病に關する保險の任意的方法を以て、高尚にして且つよりよき方法であると思惟せられる。然しながら、吾等はこの信念に反對して、任意的方法に服從せず、さうして彼等の勞働不能に陷つた、勞働者のために、疾病基金を設けない多數の傭主があることを知つてゐる」と。(Report of Committee on Industrial Betterment, 1916)

かくの如く制限せられた範圍内に於いてさへも、州の法制または管理の行はれない場合には、或る種の社會上の不利益なる狀態が、この工場基金に關聯して、屢々發生することを認めなくてはならぬ。或る場合には勞働者はこの基金の管理に對して、何等容喙する權利を有しないことがある。さうしてかゝる場合にも屢々會員たることが強制せられてゐるのである。Columbia Legislative Drafting Research Fund の Joseph P. Chamberlain は鐵道疾病基金に就いて、「多くの場合に於いては、會社の從業員と重役とは共同に管理すると雖、ある給付組合に於いて、さうして殆んど總てに於いて、恐らく實際上總ての疾病基金に於いて、從業員は何等の發言權を有しないのである。彼等は出捐のために收入を減らされる。彼等は疾病に罹つた場合に手當を受ける。けれども彼等は資金の處分幷びに報告を行ふ委員會に議席を有たない」と云つてゐる。(ditto: "Sickness Insurance and It's Possibilities in Mining and Railroading") the United States Bureau of Labor が四百六十一の基金を調査したところによると、總計七十五萬の組合員の中で九萬のものは、管理に對して何等の發言權を有たないものであつた。(Twenty-third Annual Report, 1908)

最近の New York State の經驗は、非難のある慈善的性質に加ふるに、全然傭主によりて支配せらる強制的給付基金は、非常なる濫用を受けてゐることか解つた。大きな New York City のデパートメントストアの失敗に方つて、强制

加入であり、全然會社の支配にかつたその給付組合の基金は、會社の事業を支持するために、費消し去られたことが見出された。かくの如き事情の一般的慣慨は「使用人をしてその賃銀より控除し、直接拂込ましめるか、或ひはその他の方法を以て、給付基金または保險基金に强制的に出捐せしむること」を禁止する法律の內に表明せられた。(New York, Laws 1914, C. 320.)

勞働運動者幷びに或る經濟學者は、任意的工場基金は例外であり、さうして法度でないから、勞働の移動性の邪魔になり、給付金あるがために、不滿足な狀態に勞働者を束縛することになる危險があると考へる。この方面に於ける基金の影響は、正確に知るに由ないものであるが、金屬業に於けるストライキの最近の報告は以上の所說に幾分の證左を與へたのである。一定の期日までに作業に復したるものには、所罰を加ふることなしに、給付基金に對する彼等の特權を恢復せしめるといふ會社の請約は、明かにストライキを破壞するために有力な原因であつた。給付基金をこの方面に使用することは、社會上の見地からすれば、最も望ましくないものゝ如くに思はれる。この種の引戾し策は數個の基金の任意的聯盟及び組合員の交替によつて、打ち破ることが出來ることが暗示せられた。然しこの思想を實行しやうとする傾向は未だ現はれたことがない。尤も全國に於いて唯だ一つかゝる聯盟がある。それは the Flint Vehicle Factories Mutual Association であつて、これは一小都市內に限られてゐる。(Franklin V. V. Swan, "Industrial Welfare Work in Flint, Mich.," The Survey, July 18, 1914.)

工場基金の初期に疾病を見出し、手當する仕事は、一般的健康保險の下に於いて、大規模に疾病を豫防することが可能であることを暗示してゐる。「或る工場に於いて組合の醫者をして、使用人を診察せさせてゐる計畫は、疾病が徵候歷然とし、或ひは痼疾とならぬ前に手當を必要とする多數の患者を發見して、基金に非常なる助けを與へた」と W. L. Chandler がその工場基金の調査に報告してゐる。(ditto, "Sickness Benefit Funds among Industrial Workers," American Labor Legislation Review, March 1914) 然しながら監督權を傭主が掌握する時には、これ等の豫防上の活動は、使用人の十分なる協同を得ることが出來ない。さうして各種の基金の間に聯絡を缺ぐためにその活動が制限せられる場合には、職業全體の經驗を求めることは不可能になる。

三、營利的健康保險はこれ等の要求を充すやうに發達することが出來ない。

營利的健康保險 (Commercial Health Insurance) はまた疾病及びその結果より賃銀勞働者を保護する現代社會の要求に適應するやうに、十分發達することが出來ない。この種の保險形態の擴張に對する最大の障碍となるものは、これによりて得る保險金に比して保險費用の高きことであるらしい。例へば District of Columbia に於いては每週十、十五或ひは二十五セントの保險料を保險證劵所持人の居宅に於いて取納する代理人に、一ケ年に五十萬弗の健康保險の保險料が支拂はれるのであるが、只二十萬弗の保險金が拂渡さつたのみであつた。即ち殘額の三十萬弗は大部分、事業經營のため、收納のために使用せられたのであつた。"District of Columbia の Superintendent of Insurance である Hon. Charles F. Nesbit は「これ等の人々は四十セント返して貰ふために一弗を失ふのである」と云つてゐる。

(Testimony before the Committee on Labor of the House of Representatives, April 6, 1916)

米國全土を通じてこれと同じ狀態が存在してゐる。産業保險（Industrial Insurance）幷びに傷害保險（Accident Insurance）を營む十四個の主要保險會社を調査したる結果、National Convention of Insurance Commissioners は拂込保險料に對して喪失せられる最高割合は四十六パーセントであり、最低は三十パーセントであることを見出した。「疾病給付相互組合」"Mutual Sick Benefit Associations" の間の狀態はこれと大して佳良ではない。一九一四年に醫學上の檢査員（時に手當をなす）、代理人、及び「管理の費用」"expenses of management" のために支拂つた金額の總計（三百十九萬五千八百九十四弗）は、疾病その他の請求に應じて加入者に支拂つた金額の總計（三百七十五萬二千五百六十一弗）と殆んど同額に近い。（Insurance Year Book, 1915）簡單に云へば、賃銀勞働者の一弗の支拂に對して、疾病の場合に於いて、僅かに二十五セントより五十セント迄での保險利益しか提供しないのである。

加之のみならず、營利會社の産業上の健康幷びに傷害保險の徹底的調査が、數年前各州の保險委員の手によつて行はれたその結果によると、多數の保險會社は被保險者の利益を少しも顧慮せず、さうして或るものは要求を處理するに不正なる詭計を以てしたのであつた。（Proceedings of the National Convention of Insurance Commissioners, 1911 の中にその調査の結果は載せられてゐる）。Utah の保險事務官の一九一五年の報告は、調査がかくの如き不埒なる方法に終らなかつたことを示してゐる。即ち述べて曰く「これ等の傷害幷びに健康保險のあるものに於ける制限及び拘束は、原狀に復歸することが出來るか否か疑はしいものである」と云つてゐる。その結果は不滿な保險證劵所持者から、屢々彼のところに訴へて來ることになるのである。（Salt Lake (Utah) Republican, June 25, 1916）

營利的健康保險の第二の缺點は、如何なる制度に於いても免れることの出來ない行政上の困難があるといふことである。醫療上の設備は——健康保險に於ける第一の要件の一は、疾病の豫防幷びに治癒にある——若し同一の村落に小數の加入者あり、同一の町邑に可成の團體員あり、同一の都市に多數の加入者あり、さうして個々の加入者が田園にあるならば、不可能ならずとするも難中の難事である。各人が一人の醫者の處に出入が出來るためには、多數の醫者との契約が必要であり、また屢々患者は醫者を選擇するの自由を有たないのである。さうして加入者が散在してゐる時には、假病を抑制することが困難になる。何故なれば、多くの團體に於いては指定に差支ないだけの加入者數を有たないからである。

營利會社に於いて健康保險を經營する行政上の困難は、John F. Dryden と同じ權威によつて認められてゐる。彼は多年Prudential Insurance Company の社長の椅子を占めた人であつて、元來この會社は成年幷びに未成年者の死亡保險と同じく疾病及び傷害の救濟をも營む計畫であつた。然しながら Dryden は「其の後の經驗によつて、現在の狀態に於いては、産業會社の營業は死亡に方つて一定金額を支拂ふ保險に制限せらるゝの已むを得ないことが解つた」と云つてゐる。（ditto:—Adresses and Papers on Life Insurance and Other Subjects, 1909）

英國の大産業保險會社が英國國民保險法（British National Insurance Act）の下に於いて健康保險を經營した經驗は、營利保險會社によつて賃銀勞働者のために、健康保險を設けることの不得策であることを物語つてゐる。如何なる改善も會社のなしたるところにあらずして、それは總て强制制度の賜物であつた。然かしながら醫療組織、疾病臨檢（Sick visiting）等に關する經營上の困難は、依然として存在してゐた。英國に於いてはその國民保險法の下に於ける醫療給付は、保險團體によりて行はれずして、地方的に組織せられた他の團體によりて行はれるのである。かくの如くして地方的團體によりて醫療給付をなすの必要は、大ひに力說せられ承認せられたのであるが、かゝる給付の分離をなしても尙ほ幾多の缺點が英國の制度には殘つてゐるのである。

加之のみならず、英國の法令の下に於いては疾病臨檢は、加入者が散在するために非常なる困難を感じてゐる。只 British Prudential の如き巨大なる會社、若しくは集中的な加入者を有する會社のみが、有效なる疾病統轄を行ひ得るのみである。Prudential でさへも大凡そ一ヶ年の給付支拂の經驗で、全國に亘つて散在する總ての加入者に對して複雜なる制度が引合ふか否かを知るために、漸く疾病臨檢の制度を組織するに至つたのであつた。（Great Britain, Report of the Departmental Committee on Sickness Benefit Claims.）一般に普及してゐる考へによると、有效なる疾病臨檢は不必要なる要求を抑制する唯一の方法であるといふのであるが、それにも拘らずこの用意周到なる方法は、廣汎な範圍に散在する加入者に對して疾病統轄を行ふためには、到底營利健康保險會社避くべからざる

困難と費用とを示してゐるのである。

四、友愛保險はこれ等の要求のを充すことが出來ない。

米國の友愛組合（Fraternal Order）の叫は賃銀勞働者の間に一般に必要とする、疾病に對する保險を提供するに足るだけ廣汎なものではない（本誌四月號、通冊五五六頁以下參照）。加特力及び移民の組合に於いては、賃銀勞働者の割合が恐らく可成り多い一方、加入者の大部分は實務及び自由職業に從事するものより成つてゐる。（米國の友愛組合の最も重要なる單一の調査が、一八九一年 The Connecticut Bureau of Labor Statistics に依つて出版せられた。この調査に從へば、支部を有する友愛組合の組合員の二十六パーセントは實務及び自由職業に從事するものによつて充され、さうして三十八パーセントは「報酬よき技術者」（"well-paid mechanics"）であり、三十一パーセントは「報酬低き技術者及び事務員」（"low-paid mechanics and clerks"）であつた「支部を有せざる組合」に於いては五十四パーセントは實務及び自由職業に從事するものであり、僅かに一七パーセントのみが「報酬低き技術者及び事務員」（"low-paid mechanics and clerks"）であつた。）勞働者の中にてそれより更らに報酬多き熟練技術者は、雜兵以外のもので表はされる。Odd Fellows 及び Masons の如き友愛組合は、眞の保險制度を有つてゐるものではなくて、疾病の際に或る種の給付をなすものであつて、勞働者を組合員たらしむるよりも、中產階級を相手とするものであることは周知の事實である。

友愛組合によつて疾病の際に米國の勞働者が受くる保險の範圍を見積るに方つては、それ以外に今一つ制限の存在すること思考しなくては

ならぬ。それは脱退するものゝ率が非常に高いことである。一九一五年に於いて米國及び加奈陀を併せた組合に於いて九十六萬七百三十五の新證劵を發行した。然かも同年に增加した組合員數は僅かに十三萬九千九十九に過ぎない。(Statistics of Fraternal Societies, 1915)實に組合に加入したものゝ總數の七分の六に達する多數のものが脱退したのである。これはこの年に限つた現象ではない、他の年に於いても同じやうな數字がある。これによつて見れば、友愛組合に於いて組合員の移動することは、常に起りつゝある問題であることが解かり、さうして移動は些かも減少する徵候が見えないことを知るのである。かくの如くして一九〇九年に於いては、一百五萬一千六百九の新證劵が發行せられたけれども、實に增加した組合員數は、僅々三十二萬七千三百三十八に過ぎなかつたのである。

(Ibid., 1910)

友愛組合の給付には、一般に醫療并びに週拂の現金給付が包括せられる。さうしてこの兩つとも當を得たものとは思はれない。普通に行はれてゐる方法によれば、各「屯所」("lodge")又は地方支部に於いては、組合員一名につき一ヶ年一弗宛の支拂で醫者を傭入れてゐる。この一名に就き一ヶ年一弗といふことは廣く行はれてゐる習慣であるが、これでは組合員は到底適當なる注意を受けてゐなければ、また醫者も決して十分なる支拂を受けてゐない。その結果、無經驗な二流の醫者の手によつて從事せらるゝ外ないのである。(New York State Journal of Medicine, Feb., 1916)

現金給付の率の低いことは、如何なる形式なるを問はず健康保險を行つてゐる組合が、疾病并びに傷害の求償に對して支拂ふ一人一ヶ年の

平均額は、一九一四年に一・三四弗であり、一九〇九年には一・〇七弗であつたことを一考する時に容易に首肯することが出來やう。彼の獨逸の有名なる Leipzig の疾病基金に於いては、米國よりも遙かに低い賃銀率であるのに、一九一三年に於いて現金給付のみでも一人平均四・九弗を費してゐる。(Report of the General Sick Fund of the City of Leipzig, 1913)

友愛組合は疾病豫防運動については、全然何等の力をも致してゐない。彼等は產業衞生方面に於ける活動の機會を有せず、只個人衞生の問題を極めて僅か申譯的に行つてゐるに過ぎないのである。一九一四年に於ける New York City の友愛組合健康保險の調査に於いて、十四中の二組合が豫防的活動をなしてゐるに止ることが解つた。さうしてこれ等は健康問題に關する時事論說の印刷、并びに結核に關する數回の講演を取定めることに力を盡しただけであつた。(この點に就いては The American Labor Legislation Review June, 1916 の一五三頁に次の如き記述がある。「友愛組合は殆んど或ひは全く何もしない。彼等の内の一は時々論說を刋行し、また結核の豫防に關する講演の取定めをする。さうして他の一は健康に關する論說を時を定めずその月刋新聞に掲載するのである」と。)大規模の豫防的事業に就いては少しも手を染めない。この方面に對しては少しの興味をも起す樣子がない。

更らに友愛組合に於ける健康保險に加入する例外的な勞働者は、これによりて何等の永久的なる保護を受け得るといふことは出來ない。破產及び崩壞に對する「再組織」("reorganization")の問題は友愛組合重要問題となつた。(或る友愛組合は州政府の保險局から監督を受けない。一

九一四年 the American Association for Labor Legislation が New York の十四の友愛組合を調査した結果、八の小規模の組合は何等の州政府の規律を受けなかつた。）彼等の財政上の困難は、彼等が屢々生命保險の十分なる割合の徵收を誤まるために發生する。健康保險は生命保險保護と同樣にこれ等の結末に陷るのである。このことに就いて Professor Henderson は記して云ふ、

「比較的老年の者の保險料は、比較的若年の者のそれに比して危險を償ふためには低く過ぎる。それ故に比較的若年の者は、その正當なる負擔より以上のものを負はなくてはならぬことになる。元來、組合は準備金を設けることを回避し、或ひは寡少なる準備金を有するに過ぎない。そのために給付は、求償の發生したる時、またはその近き時に徵收せられたる醵金の中より支給せられる外ない。かくの如き缺點より醵金の率は漸次騰貴し、そのために、正當なる費用の分擔額以上を負擔しなくてはならぬ比較的若年の者は、組合を脫退するやうになり、たゞ比較的老年の者のみ止ることになる。從つて負擔は到底堪え難きものとなり、組合は破綻し、その規約或ひは少くとも組合員の豫期は、實現せられないで終る。（Charles R. Henderson:—Industrial Insurance in the United States, 1909）

適當なる率が幾干であるかは一九〇六年まで National Fraternal Council で研究せられた。然しその提案した率は、營利保險會社によつて採用せられたる表よりも、非常に有利である計算に基いたものであつたが、それすら百十四中の僅か十九組合によつて一九〇九年に採用せられたに過ぎなかつた。「整理」（“Readjustment”）が一九一五年に至るも行はれ、「Knights of Honor の受領と或る州に於いて Ancient Order of United Workmen の存在を許容した」年にも尚は「災難」（“disasters”）があつた。（George Dyre Eldridge:—“Fraternal Insurance in 1915,” Fraternal Monitor, Feb., 1916）友愛保險をして完全に堅實なる基礎の上に据へるために、州政府の規律を必要とすることは、今や運動の首腦者によつて認められるやうになつた。

五、勞働組合の給付はこれ等の要求を充すことが出來ない。

既に勞働組合の疾病給付基金によつて救はるゝ小數の勞働者のことも記述した。現在の狀態に於いてはかくの如くして救はるゝ組合員の數の一大增加は覺付かない。米國の組合主義の主要なる活動は、今や不熟練、低額賃銀職業の組織に向けられてゐる。これ等の方面の勞働者は現在の低額の給付をするに必要なる多額の義務を負擔することは出來ない。また總ての勞働組合主義者が給付基金に對して好意を有するものでない。多くの組合主義者はこれ等の基金は、よりよき勞働條件を得むとする努力に對し、勞働組合に助勢となるよりも寧ろハンディキャップであると信じてゐる。Western Federation of Miners の會長である Charles H. Moyer は最近に述べて曰く、

「我等のインターナショナルの憲法はその目的を、法制、和解、協約、又は同盟罷工によりて、賃銀の增加幷びに組合員の雇傭條件の改善に對する勞働者の諸權利の維持と定めてゐる。これは事實に於いて、勞働者組合の唯一の目的である。然るに吾等の地方組合の多數のものは、實際に於いてはその當初の目的を遂行しないで、純粹の疾病幷びに死亡給付組合に

隨してゐる。多くの地方組合が失敗をなす主要原因の一は、直ちにこれ等の給付をなす力なきと、そのために加重なる負擔を有することに歸することが出來る」(ditto:—The Miner's Magazine, Feb., 3, 1916)

かくの如く制限せられた範圍に於いても、勞働組合の疾病給付が果して疾病の際に、組合員の總ての要求を充すものであるか否やは疑はしい。極く少數の例外を除いて、彼等は何等の醫療を準備してゐない。一九〇八年に於いて十九中の十五のインターナショナル・ユニオンに於ける醫療丼びに生活費の兩方を支辨すべき現金給付は一週五弗またはそれ以下であつた。さうして一ヶ年十三週以上に亘つて、この金額を支拂ひ得たのは、唯二つの事件に於いてだけであつた。地方基金も同じやうな制限があつた。一般に行はれてゐる額は一週五弗またはそれ以下であつて、然かも全數の三分の二は一ヶ年十三週以上支給しなかつた。(Twenty-third Annual Report of the United States Commissioner of Labor, 1908) 地方基金の大半は疾病の第一週、または一週以下の疾病に對しては給付を行はなかつた。

また傭主の協同を俟たないで勞働組合のみを以てしては、疾病を豫防する有效なる事業を廣く行ふことが出來やうとは思はれない。一九一四年に於ける New York City の一疾病調査は、疾病給付を行ふ勞働組合十一中の唯だ二つのみが、豫防事業を組織してゐるに過ぎなかつたことを明かにした。(この點に就いては The American Labor Legislation Review, June, 1916 一五三頁に次の如き記述がある。「十一の勞働組合中只二が豫防事業を行つてゐる。一の大印刷工組合は各工場または「印刷所」("chapel")毎に一人の衛生副委員を有し、勞働者によりて「定時委員長」(time chairman)が選擧せられる。彼は常に工場内の衛生狀態を監督する。然しながら特別なる規則または標準があるのではなくて、各議長が代る代る自分の個人的判斷に從つて處して行くのである。若し彼の見るところを以つて何等か非衛生的なものがあるとすれば、彼は之れを地方會の衛生委員に報告する。さうしてこの衛生委員といふのは三人よりなり任期一ヶ年で會長の任命するところのものである。彼等は時々衛生問題を州の勞働局と共に研究する。被服業に於いて Joint Board of Sanitary Control が頗る有效なる豫防事業を成就した」。その一に於いては工場の委員長等は州の勞働局と協議する中央衛生委員に非衛生狀態を報告したと思はれる。他の被服工より成る組合は彼の有名なる Joint Board of Sanitary Control の下にある。このものは傭主及び使用人の雙方の代表であるから工場の狀態を改善するために重要な働をすることが出來たのである。

六、任意の補助金付保險はこれ等の要求を充すことが出來ない。

或る歐洲の國々は勞働者の間の健康保險を、この目的のために組織せられた補助金付の組合によつて奬勵した。この制度は白耳義、丁抹、佛蘭西、瑞典、及び瑞西の五ヶ國に於いては重要なものである。白耳義及び佛蘭西では補助金には制限があり、また臨時に交付せられるのであるが、丁抹、瑞典、及び瑞西――これ等の國は孰れも小國であり、協同的精神が滲み込んでゐることを注意しなくてはならぬ――に於いては政府の補助が可成り大規模に行はれてゐる。

補助金制度が健康保險の發達を促進することは疑ひないところであるが、增加の割合は比較

的に遲緩であつて、大多數の賃銀勞働者は何等の保護を受くることなしに取り殘されてゐる。比較の標準としては英獨兩國の强制的健康保險制度を採るのが妥當であらう。この兩國の總人口の三十パーセント、さうして男子のみの總人口の殆んど五十パーセントは保險に加入してゐるのである。（I. M. Rubinow:—Standards of Health Insurance, 1916）

如何なる補助金付任意制度も同樣に包括的なものではない。節儉を以て有名なる佛蘭西に於いては「公認」（"ap proved"）（補助金付の）組合は一九〇七年に四百九萬一千の加入者、即ち總人口の十分の一を包括してゐると見積られた、然しこの數の中六十六萬五千は學童であり四十七萬五千は名譽組合員（"honorary members"）生活の慮なき、慈善心に富みたる人々であつて、慈善的動機から加入したるものであつた。さうして結局僅かに二百九十五萬一千が成年勞働者であつた。白耳義に就いては Frankel 及び Dawson が「一九〇七年に於いて三千三百三十の組合が四十萬の組合員を擁してゐる。若し白耳義が七百三十萬の人口であつて、その内一百二十萬が賃銀勞働者であることを考慮するならば、尙ほ非常に多數の賃銀勞働者が、何等の施設をも有しないことが明かになる」（Frankel and Dawson:—Workingmen's Insurance in Europe）と述べ、佛蘭西政府の調査に從ふと、かくの如く發達するには六十五年の歲月を要したといふことである。然かも斷えず組合間の競爭を刺戟し、委員等には特殊の恩典を提供し、特別な宣傳委員によつて加入を勸誘して、漸くこの結果を得たのであつた。（Joseph Bégasse—Les Assurances Sociales en Belgique, 1907）

如何なる國も眞の大規模の補助金制度を以て、加入者の問題の解決に成功したものはない。瑞西の補助金付組合は殆んど四百萬の人口中、大約四十萬以上の加入者を有するに過ぎない。（Harold G. Villard:—"Switzerland's Plan of Introducing Workmen's Health and Accident Compensation," The Economic World, Dec., 1915）瑞典に於いては一九一〇年に殆んど二十ケ年の補助金交付の結果、五十萬即ち總人口の約十パーセントが登錄基金によつて保險せられたのである。（Arbetsstatistik B: 10. Registrerade Sjukkassors Verksamhet, Aar 1910）その後ち間もなく加入者と同樣に二倍以上の增額があつた。丁抹に於いては總人口の二十三パーセントが任意の補助金付組合によつて疾病に對して保險せられてゐて、時に任意制度の適當であるといふ例證に擧げられる。然し I. M. Rubinow の指摘するところによれば、「これ等の數字は非常に人を欺き易い。被保險者の數殆んど過半數は婦人である、結婚したる婦人は法律で保險せられるからである。それ故に事實上保護せられる家族の數は全數の半分であり、男子の被保險者は二十五パーセントを超越しない。（I. M. Rubinow:—Standards of Sickness Insurance, Journal of Political Economy, March, 1915）

加之のみならず、支給せられた給付の割合から判斷すれば、政府の補助のみを以てしては、組合は賃銀勞働者の疾病の際の必要を充すに足りない。それ故に佛蘭西及び瑞西の兩國にあつては、醫療幷びに現金給付の兩者を提供することが出來ない。（Frankel and Dawson:—loc. cit.,）丁抹の組合は補助金を受領するためには、醫療幷びに現金給付の兩者を行ふことを要求せられてゐる。然し半數以上の組合に於いては普通の藥品代は支給せず、十八パーセントのみが

全部の費用を支給するに止つてゐる。(I. G. Gibbon:—Medical Benefit in Germany and Denmark) 現金給付の割合は低く、さうしてその支給期間も一般に短い。丁抹に於いては各種の組合の殆んど六十パーセントが十三週間以後は給付を停止し、瑞典に於いては殆んど半數の組合がそれよりも短かい期間の制限を有つてゐる。(I. M. Rubinow:—Social Insurance) 毎日の給付は丁抹に於いては過半數の組合に於いて十一乃至十三セントであり、只その内八分の三の組合に於いて二十六セントに達してゐるのみであり、佛蘭西に於ける一〇九五年の平均疾病給付額は一日二十五セントであつた(Twenty-fourth Annual Report of the United States Commissioner of Labor, 1909)これと Leipzig の疾病保險基金の現金給付額とを對象せしめると、これに於いては賃銀の五十五パーセントであつて一日四十二セントである。(Report of the General Sick Fund of the City of Leipzig, 1913) 英國の法制に於いては現金給付は、男子には四十一セント、女子には二十六セントである。

然かも、規律せられない米國の友愛組合の如く補助金付組合は、或る場合には彼等が眞に提供し得るよりも多額の支給をなして困難に陷つてゐるのである。Frankel and Dawson は丁抹の組合に就いて次の如く述べてゐる。

「事實上、總てのものは保險學上の見地より見て、永久に要求に應ずるに足るだけの基金を蓄積してゐないから、支給不能となるのである。このことは既に幾干かの組合が停止したことによつて證明せられてゐる。「聯合の一計畫が行はれつゝある然しながら」新しい、より大なる組合がこの聯合に加はらないで、非常に低い給付をなし、これによつて調節を試みつゝある。然かるに古い組合は維持が頗る困難で危殆に瀕してゐる」Frankel and Dawson: loc. cit.,)

白耳義の制度に就いてはまた the General Savings and Retirement Fund の管理者が、一九〇〇年に巴里に開催せられたる第三回國際アクチユアリー會議に報告して、「一般に相互疾病給付組合は、安全にして合理的組織の缺陷を充すことがない。その基礎は全く經驗的である」と云つてゐる。(前揭、Twenty-fourth Annual Report) 瑞典の組合はまた經驗によつて行はれ、確實でない、「さうして任意制度に對する適當なる基礎の上に(その給付額を)調節し直さなくては、その多數のものは失敗するに定まつてゐる」(Frankel and Dawson:—loc. cit.,)

豫防的活動をなすには、任意の補助金付組合は當然不得策である。何となれば彼等は産業上の衛生の方面に手を染めることは出來ないからである。佛蘭西に於いて最近或る組合が疾病の個人的方面に活動を開始して結核患者のために療養所を開設し、また個人衛生に關する文獻を頒布した(ditto)。然しながら彼等の組合員の勞働條件の上に支配權を有たないから、多くの豫防し得る疾病をその儘に任せておかねばならぬのである。

然しながら任意の補助金付保險制度に對する最も有意義なる歸趨は、かくの如き制度を有する國に於いて强制主義をとることである。Frankel 及び Dawson は佛蘭西に於けるその事情に就いて「總ての職業種類中に於いて、疾病に對する最善の保護を有するものは海員及び鑛夫である。彼等には傭主と使用人の出捐する義務的疾病保險が法律によつて設けられてゐるからである。(Frankel and Dawson:—loc. cit.,) 瑞西の

健康保險は任意加入であるけれども、州の希望によつては强制加入とすることも出來ることになつてゐる。さうして既に一九一四年迄でに三州がその條件に從つて强制主義を採用してゐる。(Office Suisse des Assurances Sociales, Rapport du Department Suisse du Commerce, de l'Industrie et de l'Agriculture sur sa Gestion en 1914)

任意制度に不滿を感じたる結果として、白耳義の下院は一九一四年五月(將に歐洲大戰の勃發せんとする時)强制的健康、癈疾、老年保險に關する法案を可決し、若し戰爭のために白耳義の法制が停止せられなかつたならば、同年十一月に上院に於いて議せられる筈であつた。この强制保險法案を審議するために下院より任命せられた特別委員は、その報告書中に、「白耳義はあらゆる手段を廻らして貯蓄并びに經濟に人民を向けんと試みたりといふことが出來る。强制主義の以前に、發議を奬勵するための教育が試みられたのであつた。」Bulletin Comite Central Industriel de Belgique, Brussels, April, 1914) 瑞典の政府は十五歳より五十一歳に至る總ての女子に對する强制的出産保險の提案を討議した。(Victor von Borosini:—"What European Nation Are Doing in Maternity Insurance") 丁抹に於いては從來任意の補助金付保險が最もよく發達してゐたのであるが、强制主義が一九〇八年八月の法律で實施せられることになり、この法律によつて傭主は外國の時節的勞働者をも疾病に對して保險することを要求せられてゐる。(I. G. Gibbon:—loc. cit.,)(未完)

英國羊毛工業の發達と Merchant Adventurers (五、完)

高木壽一

九

英國羊毛工業に於ては、ギルドの舊制度は十五世紀以後、徐々に所謂 domestic System なる新生産組織によりて代られた。

此新生産組織の下に於て、中心をなすものは、企業家たる織物業者 Clothier である。而して此 Clothier の發生、地位並に業務等に就きて最も簡明なる説明を與ふるものは E. Lipson の近著 The English Woolen and Worsted Industries.(一九二一年出版)である。

各産業に於て、資本主義の發達すると否とは市場の範圍並に分業の二要素に據る。地方的市場は各獨立の工匠團體によりて供給せられ得べきも國家的、國際的市場は更に複雜なる組織を必要とする。又分業の程度小なる時は之に應じて各團の工匠が相互協力し得る場合も亦多い。

而も十五世紀以降英國毛織物工業は、既に述べたる如く、一方、國内にありては織物商人。外國市場に對しては主として Merchant Adventurers によりて行はれたる市場の不斷の擴大と之に應ずる生産の增加とは、資本の投下を有利ならしめ、更に他方、織物製造に關係する業の多岐なるは羊毛工業が資本的基礎の上に建てらるべきを必要とすることゝなつた。

毛織物業は多數の業を經、斯くて織匠、洗張工、染物工等が相合して倶に、資本家的雇主たる Clothier に對し經濟上に於て、依賴するの狀態に到れるは蓋し已むべからざる所である。(同書 p. 37)